

がん登録について

がん登録は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を登録・把握し、分析する仕組みであり、次の3つの類型がある。

- 各医療機関が行う「院内がん登録」
- 都道府県市が各医療機関における症例を地域ごとにまとめる
「地域がん登録」
- 学会や研究会が臓器別の特に治療の詳細について登録する
「臓器がん登録」

がん罹患数・罹患率、がん生存率などがん対策の基礎となるデータの把握のためには、院内がん登録及び地域がん登録の実施が必要である。

(現状)

「地域がん登録」は、以下の33道府県1市において実施されているが、補足率や登録内容の精度は地域によって差がある。

現在、がん5年生存率は7府県（二重下線の府県）、がん罹患率は11府県市（一重下線＋二重下線の府県市）のデータをもとに算出している。

33道府県1市

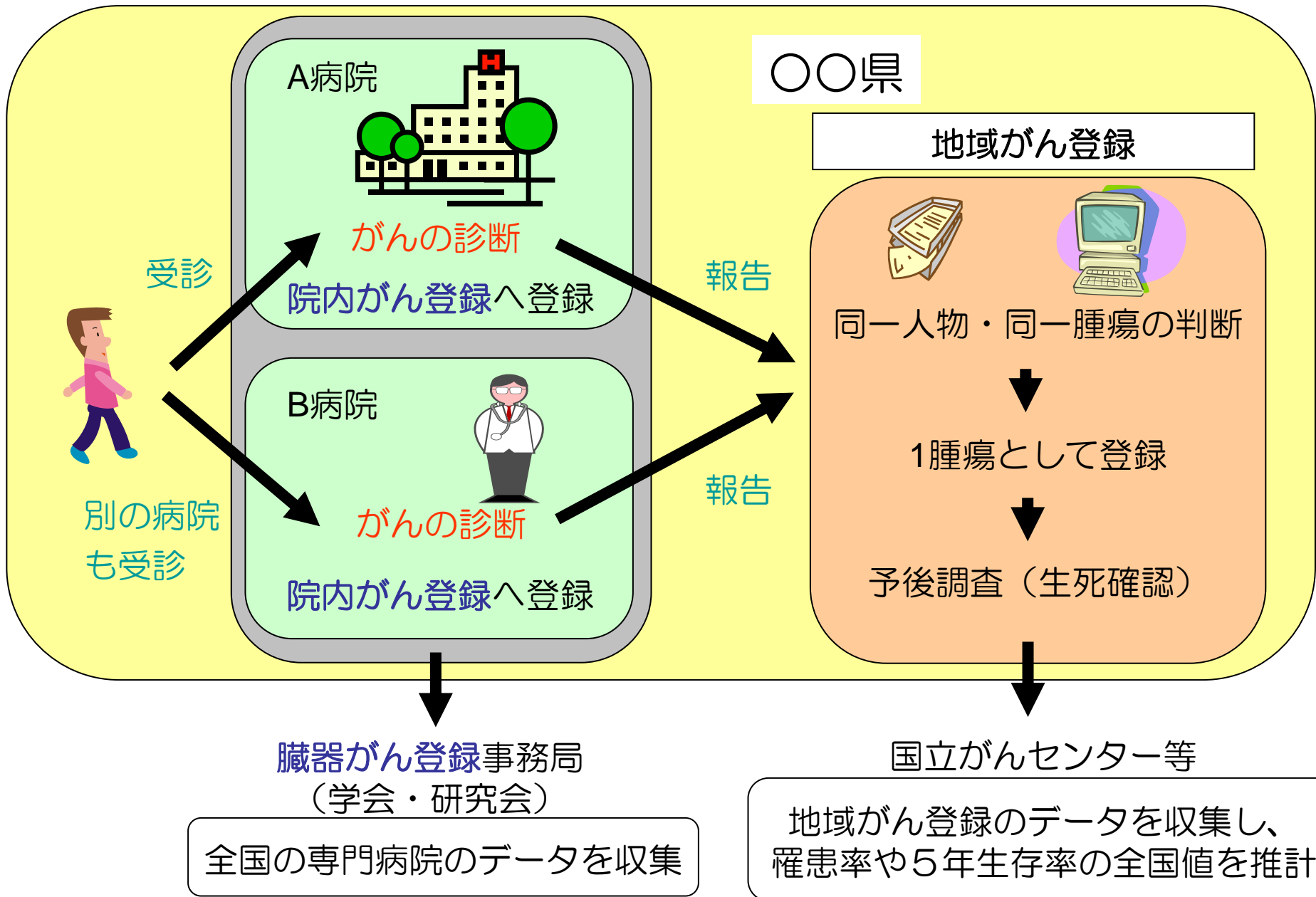
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、広島市

(取組)

以下の取組により、「地域がん登録」及びその基礎として必要となる「院内がん登録」の推進を図っている。

- 「院内がん登録」及び「地域がん登録」については、研究の一環として、標準登録項目・様式を定め、全国的な登録内容の標準化を進めている。
- がん診療連携拠点病院の指定要件として、標準登録様式に基づく「院内がん登録」を実施し、かつ、都道府県が行う「地域がん登録」に積極的に協力することを定めた。
- 国立がんセンターにて、がん登録実務者研修を実施している。

がん登録のしくみ



※院内がん登録未実施の病院においても、医師が地域がん登録や臓器がん登録に協力している場合がある。